

これだけで合格する！宅建士合格講座
サンプル講義用（第17回）

令和7年受験版

梶原塾

Copyright © 2005-2025 Kajiwarajuku.

2025-SP01

●2-13 死亡等の届出（取引士）

・届出先

- ・登録を受けている者に一定の事由が生じた場合、登録を受けている知事に届出なければならない

・届出期間

- ・その事実の日から30日以内に、免許権者に届出なければならない
- ・相続人が届出義務者となる死亡の場合、相続人が知った日から30日以内に、免許権者に届出なければならない

・届出原因と義務者

届出原因	届出義務者
死亡	相続人
心身の故障により宅地建物取引士の事務を適正に行うことができない者 として国土交通省令で定めるもの ex.成年被後見人・被保佐人	本人 法定代理人
	同居の親族
破産手続開始の決定	本人
その他登録の基準の欠格事由に該当した場合 cf.P10	

●2-14 取引士証の再交付

- ・取引士は、取引士証の亡失・滅失・汚損・破損その他の事由を理由として、取引士証の交付を受けた知事に、取引士証の再交付を申請することができる

＊汚損・破損の場合には取引士証と引換え交付となる

＊「その他の事由」 ex.取引主任者証からの切り替え

●2-15 取引士証の返納

- ・取引士は、取引士証が効力を失ったときは、速やかに、交付を受けた知事に、返納しなければならない

①	監督処分により登録を消除されたとき cf.P70
②	申請により登録を消除するとき cf.P14
③	亡失した取引士証を発見したとき
	⇒亡失した取引士証を返納する ≠再交付された取引士証
④	登録の移転とともに交付申請をしなかったとき
⑤	更新をしなかったとき

＊罰則 （10万円以下の過料）

kajiwara juku

梶原塾

<http://kajiwarajuku.com>

これだけで合格する！
宅建士試験過去問セレクト13年
サンプル講義用②宅地建物取引業法

令和7年受験版

2-12-8

宅地建物取引士に関する次の記述は、宅地建物取引業法の規定によれば、正しいか・・・。

丙県知事登録の宅地建物取引士が、事務の禁止の処分を受けた場合、丁県に所在する宅地建物取引業者の事務所の業務に従事しようとするときでも、その禁止の期間が満了するまで、宅地建物取引士の登録の移転を丁県知事に申請することができない。

2-13-1

宅地建物取引業法に規定する宅地建物取引士及びその登録（以下この問において「登録」という。）に関する次の記述は、正しいか・・・。

登録を受けている者が精神の機能の障害により宅地建物取引士の事務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者となった場合、本人がその旨を登録している都道府県知事に届け出ることはできない。

2-13-2

宅地建物取引士に関する次の記述は、宅地建物取引業法の規定によれば、誤っているか・・・。

宅地建物取引士は、禁錮以上の刑に処せられた場合、刑に処せられた日から 30 日以内に、その旨を宅地建物取引士の登録を受けた都道府県知事に届け出なければならない。

2-15-1

宅地建物取引士に関する次の記述は、宅地建物取引業法（以下この問において「法」という。）の規定によれば、正しいか・・・。

宅地建物取引士証は、更新を受けることなくその有効期間が経過した場合、その効力を失うが、当該宅地建物取引士証を都道府県知事に返納する必要はない。

2-12-8	R4-33-㊟	○正しい	P16	
登録の移転（取引士）について、登録を受けている者が、登録をしている都道府県以外に所在する業者の「事務所」の業務に従事し、または従事しようとするときは、登録の移転を申請することができます。 ex 転勤等の場合 ただし、事務禁止の処分期間中は、登録の移転を申請できません。 本肢記載のとおりです。				

2-13-1	R2b-43-1	×誤り	P17	
死亡等の届出について、取引士は、その事実の日から３０日以内に、免許権者に届出なければなりません。 本肢は、心身の故障により宅地建物取引士の事務を適正に行うことができない者からの出題です。 本人・法定代理人・同居の親族が届出義務者となります。 「成年被後見人又は被保佐人・・・登録を受けることができない」旨の記載が誤りとなります。				

2-13-2	R4-29-1	○正しい	P17	
死亡等の届出について、取引士は、その事実の日から３０日以内に、免許権者に届出なければなりません。 本肢では、その他登録の基準の欠格事由に該当した場合ですので、本人が届出なければなりません。 本肢記載のとおりです。				

2-15-1	R6-29-2	×誤り	P17	
取引士証の返納について、取引士は、取引士証が効力を失ったときは、速やかに、交付を受けた知事に、返納しなければなりません。本肢では、⑤更新をしなかったときに該当しますので、返納しなければなりません。 「更新を受けることなくその有効期間が経過・・・返納する必要はない」旨の記載が誤りとなります。				

著作権者 株式会社ドリームワークス dreamworks 

梶原塾 <http://kajiwaraajuku.com>

複製・頒布を禁じます

本書の全部または一部を著作権法の定める範囲を超えて無断複製等をする

10年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金又はこれらを併科に処せられることがあります